単　位　事　務　名	
卒　　業	
根拠及び参考法令	学校教育法　【第５６条，第５８条】 学校教育法施行規則　【第９６条】 鹿児島県立高等学校学則　【第２条，第１１条，第１２条，第１３条】 鹿児島県立学校管理規則　【第３４条】 鹿児島県立特別支援学校学則　【第２条】
項　目	処　理　方　法
高等学校の修業年限	1　高等学校の修業年限は，全日制の課程については，３年とし，定時制の課程及び通信制の課程については３年以上とする。　【鹿児島県立高等学校学則第２条】 【学校教育法第５６条】 2　高等学校には専攻科を置くことができる。 高等学校の専攻科は高等学校，若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者，又は文部科学大臣の定めるところにより，これと同等以上の学力があると認められた者に対して，精深な程度において，特別の事項を教授し，その研究を指導することを目的とし，その修業年限は１年以上とする。　【学校教育法第５８条】 （鹿児島県立高等学校学則による修業年限は２年。盲学校高等部の専攻科は３年，聾学校高等部の専攻科は２年）　【鹿児島県立高等学校学則第２条】 【鹿児島県立特別支援学校学則第２条】
全課程修了の認定	1　高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては，高等学校学習指導要領の定めるところにより，７４単位以上の各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位を修得した者について，これを行わなければならない。 2　専攻科において，５５単位以上の各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位を修得し，所定の教育課程を修了したと認める者については，専攻科の修了を認定しなければならない。　【鹿児島県立高等学校学則第１２条】
卒業	1　卒業を認定した者には卒業証書を授与する。 2　専攻科の修了を認定した者には修了証書を授与する。 【鹿児島県立高等学校学則第１３条】
卒業証書授与台帳	学校においては卒業証書授与台帳をそなえ，永年これを保存しなければならない。 【鹿児島県立学校管理規則第３４条】